

地域福祉用語集

地域福祉

様々な担い手(市民・事業者・社会福祉協議会・行政)が集まって、地域の福祉課題(困りごと)を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「みんなで協力してできること」などを考えること、また課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むことをいいます。福祉を“ふくし”(ふだんのくらしのしあわせ)と考えてみましょう。



地域みんなが“しあわせ”になるためにみんなで協力しましょう！

民生児童委員

民生委員法により、都道府県知事の推薦に基づいて厚生労働大臣から委嘱された任期3年の地方公務員(非常勤の特別職)です。報酬や給与はなく、ボランティアとして活動しています。児童福祉法の児童委員も兼ねており、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。南国市における定数は132名です。



子育てや介護とか、日常の悩みごとなら何でも相談できるのね！

地域活動

公園の清掃や地域の祭り、スポーツ・文化活動など、自治会・町内会、ボランティア、NPO団体などによって地域の中で行われる活動のことをいいます。南国市では「何かしたい」「地域の役に立ちたい」という思いを持った人たちが様々な活動を行っています。



参加すると地域の色々な人と出会えるんだよ！

要配慮者

障害のある人や妊婦、子ども、高齢者、外国人など、防災施策において特に配慮が必要となる人を指します。災害対策基本法の一部改正(平成26年4月施行)により、要配慮者のうち、災害時の避難の際などに特に支援を必要とする人の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が義務付けられています。



災害時だけでなく普段からの配慮が大切なよね。

多様性

様々な種類や傾向のものがあることをいいます。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多彩な個性が力を発揮し、共存できる豊かな多様性を持つ地域にするためには、「地域には色々な人たちがいて、お互いに助けあって一緒に地域に暮らしている」視点を地域の人みんなで持つことが大切です。



この地域にも色々な人が住んでいるんだな。



体験してみよう

ボランティアDAY

「なんこくボランティアDAY」は毎年開催されている福祉イベントです。地域福祉に関する体験コーナーや、地域活動の発表などがあります。



軽食コーナーもあるよ！

